

岐阜聖徳学園大学附属小学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神を基調として徳操を養い、将来文化国家の支柱となる児童に、適切な初等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、岐阜聖徳学園大学附属小学校という。

(位置)

第3条 本校は、岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置く。

第2章 収容定員

(収容定員)

第4条 児童の収容定員は、420人とする。

2 各学年2学級とし、1学級35人を基準とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は6年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の通り3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 校長が指定する土曜日

(3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

(4) 開校記念日 5月22日

(5) 春期休業 4月1日から4月7日まで

(6) 夏期休業 7月21日から8月31日まで

(7) 冬期休業 12月24日から翌年1月6日まで

(8) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

2 開校記念日が日曜日に当たるときは、翌日を休業日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、校長が必要と認めた場合は、休業日に臨時に授業を行う

ことがあり、また臨時に休業日を定めることがある。

第4章 入学、転校、退学及び休学等

(入学時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、欠員があるときは、学期の始めに許可することがある。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、市町村から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の男女児童とする。

(出願手続)

第11条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書のほか別に定める書類及び入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学許可)

第12条 入学志願者に対し選考を行い、合格した者に入学を許可する。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者の保護者は、所定の期日までに入学金を納付し、就学通知書を提出しなければならない。

(保証人)

第14条 保証人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉又は縁故者で成年に達した者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保証人は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が死亡又は失踪等したときは、新たな保証人は速やかに届け出なければならない。

(転校)

第15条 やむを得ない事由により、他の学校に転学しようとするときは、事由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。

(退学)

第16条 在学中病気その他やむを得ない事由により、中途退学しなければならないときは、事由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。

(休学)

第17条 児童が病気その他やむを得ない事由により、3か月以上欠席するときは、事由を明記し、保証人連署で休学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、期間は1年を限度とする。

(出席停止)

第18条 児童が伝染病にかかり、若しくはその疑いがあり、他の児童に感染する恐れがあると認めたときは、校長は保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第19条 校長は、次の各号のいずれかに該当する児童を除籍することができる。

- (1) 死亡した者もしくは行方不明となった者

- (2) 第17条に定める休学期間を超えてもなお復学しない者
- (3) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等の納入を6か月以上滞納し、督促してもなお納入しない者

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表に記載する教科並びに特別活動及び学校行事等により編成する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、児童の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第22条 第5条の修業年限を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 教職員

(教職員)

第23条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 教諭
- (5) 講師
- (6) 養護教諭
- (7) 事務長
- (8) 事務職員
- (9) 用務員
- (10) 学校医、学校薬剤師

- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校長の指示のもとに、校長の職務を代行する。
- 4 教頭は、校長及び副校長を補佐し、校務を整理する。
- 5 前3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第7章 授業料等、入学金及び入学検定料

(入学検定料)

第24条 本校の入学検定料は15,000円とする。

(学納金)

第25条 本校の学納金は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 150,000円
- (2) 授業料(月額) 22,000円
- (3) 教育充実費(月額) 10,000円
- (4) 施設費(月額) 4,000円

- 2 前項に定める学納金のほか、教育上必要な費用を別に徴収することがある。

(納入及び納入の特例)

第26条 児童が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 児童が休学したときは、その期間中の授業料の2分の1を納入しなければならない。

3 児童が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

(納入金の返還)

第27条 既に納入した授業料等、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第28条 児童が学業、素行とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第29条 児童がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、不都合の行為があった者に対しては、停学又は退学を保護者に命ずることがある。

第9章 補 則

(施行細則)

第30条 この学則の施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 第25条中、「授業料月額5,000円」の適用について、昭和50年度以前から引き続き本校に在学する児童については徴収しないものとする。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 第25条に規定する入学金及び選考料は、平成2年度入学児童及び受験児童から適用する。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第25条に規定する入学検定料は、平成3年度受験児童から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する入学金は、平成4年度入学児童から適用する。
附 則
この学則は、平成4年9月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成7年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成18年1月1日から施行する。
附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第25条第1項の規定にかかわらず、教育充実費及び施設費は在校生全員に適用する。
附 則
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（出願手続き、入学許可、入学手続きまでを順序化及び保証人並びに除籍基準の明確化、入学検定料及び学納金の区分化）
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（学納金（教育充実費）の改定）
この学則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（入学検定料及び学納金の改定）
- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する学納金は、令和2年度入学児童から適用し、第24条に規定する入学検定料は、令和2年度入学試験から適用する。
- 3 令和2年3月31日に在学する児童の学納金は、第25条の規定にかかわらず次の授業料、教育充実費及び施設費の額を適用する。
授業料（月額） 20,500円
教育充実費（月額） 9,500円
施設費（月額） 3,500円
- 4 編入する者は、編入する学年の学納金を適用する。ただし、入学検定料の額は、15,000円とし、入学金の額は、150,000円とする。